

**労働者確保に要する間接費の設計変更
運用マニュアル**

**令和 7 年 1 月
青森県 県土整備部**

1 はじめに

本試行は、労務市場が逼迫し、地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応可能とするものである。

2 試行対象工事

本試行の対象工事は、次の事項を全て満たす工事とする。

ア 県土整備部が所管する工事。（建築工事は除く）

イ 土木工事標準積算基準（共通編）又は港湾請負工事積算基準に記載されている工種区分を適用している工事。

3 設計変更の対象費

「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）について、設計変更の対象とする。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

構成費目		率分に含まれる主な項目
共通仮設費 (営繕費)	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 ・支給した交通費 労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

4 設計変更の対象とする「実績変更対象費」の内容

(1) 労働者

実績変更対象費は「労働者（注1）」の確保に要する費用とし、「社員等従業員（注2）」の確保に要する費用は対象外とする。

注1. 労働者とは、直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。（普通作業員、世話役、重機オペレータ、鉄筋工、とび工、石工、配管工、大工、左官、電工等）

注2. 社員等従業員とは、次の事項に該当するものをいう。

- ・元請者あるいは下請者が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者。（現場代理人、監理（主任）技術者、現場管理を行う技術員等）
- ・特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、雇用、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者。（夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員等）

(2) 借上費

対象とする費用は、建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用とする。なお、賃貸借契約書に記載されている礼金その他賃貸借契約に要する費用も対象とする。ただし、敷金は対象外とする。

(3) 宿泊費

対象とする費用は、労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用とする。ただし、1泊当りの宿泊費は、食事代（夕・朝食）を除いた額とする。

(4) 労働者送迎費

ア 対象とする費用は、労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料（賃料）、燃料費等を含む）とする。

イ マイクロバス等は、受注者が労働者を送迎するために専用に手配したものを対象とする。

ウ 自社のマイクロバス等を使用した場合の車両損料は、次式により算出するものとする。

$$\text{車両損料額} = \text{走行時間（時間）} \times \text{損料単価（1時間当り）}$$

エ 賃料（リース）で長期契約の場合は領収書等のうち、実使用日数分のみを対象とする。

(5) 募集及び解散に要する費用

対象とする費用は、労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当に要した費用とする。

(6) 賃金以外の食事及び通勤等に要する費用

ア 食事に要する費用

対象とする費用は、次の労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）及び食事補助費に要した費用で次の場合を対象とする。

- ・当該工事の特記仕様書において、所定労働時間を超える作業があることを明示している場合
- ・当該工事の施工にあたって、受発注者協議により所定労働時間外の作業を行うこととなった場合

イ 通勤等に要する費用

対象とする費用は、次の労働者の通勤等に要した費用とする。

- ・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
- ・遠隔地での工事で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

5 入札公告等による入札参加者への周知

本試行の対象工事であることを記載し、入札参加者へ周知する。

<入札広告文・入札説明書への記載例>

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

6 特記仕様書への記載

特記仕様書に本試行の対象工事であることを明示する。

<記載例>

10.その他-18 労働者確保に要する間接費の設計変更

1.本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2.受注者から協議があった場合、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

3.受注者は、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。

4.最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

5.受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

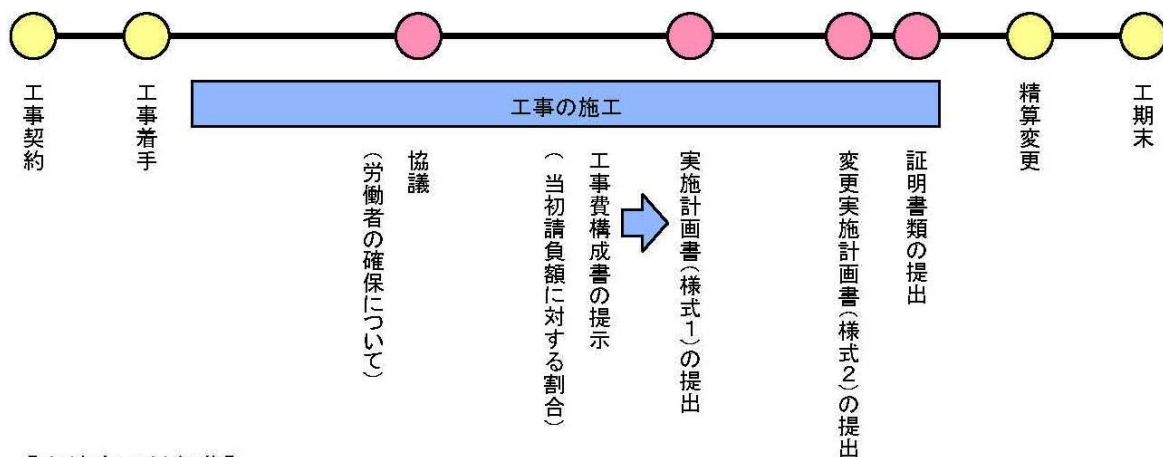
6.実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

7.受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

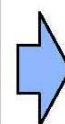
8.疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7 本試行の契約後の流れ



【実績変更対象費】

構成費目		率分に含まれる主な項目
営繕費	借上費	建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用等
	宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	労働者をマイワス等で日々当該現場に送迎輸送を要するために要した費用
現場管理費	労務管理費	募集・解散費、賃金以外の食事・通勤等に要する費用



精算変更時に、証明書類の妥当性が確認できれば、実績変更を実施する

- (1) 工事費構成書に示す各費目に対する実績変更対象費の割合は次のとおりとする。
- ア 土木工事標準積算基準書を用いて適用している工事・・・国土交通省大臣官房技術調査課からの通知(※)による
 - イ 港湾請負工事積算基準を用いて適用している工事・・・国土交通省港湾局からの通知(※)による
- ※積算システムの適用年月と整合する通知を適用する
(国が4月1日以降適用する場合、県は10月1日以降適用)

- (2) 発注者は、受注者から請負代金内訳書の提出があった後、工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。

工事費構成書（記載例）

工事名		道路改良工事				道路新設・改築
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	比率	摘要	
道路改良		式	1	52.0		
道路土工		式	1	52.0		
路体盛土工		式	1	52.0		
路体(築堤)盛土	施工幅員:4.0m以上	m3	〇〇	52.0		
直接工事費		式	1	52.0		
共通仮設		式	1	8.2		
共通仮設費		式	1	1.4		
現場環境改善費		式	1	1.4		
現場環境改善費(率計上)		式	1	1.4		
共通仮設費(率計上)		式	1	6.8	共通仮設費に占める実績変更対象費の割合 〇〇%	
純工事費		式	1	60.2		
現場管理費		式	1	21.5	現場管理費に占める実績変更対象費の割合 〇〇%	
工事原価		式	1	81.7		
一般管理費等		式	1	18.3		
工事価格		式	1	100.0		
消費税額及び地方消費税額		式	1	10.0		
工事費計		式	1	110.0		

- (3) 受注者は、発注者が提示した割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。

- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

- (5) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

8 精算変更

- (1) 最初に、標準積算基準に基づき共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を算出する。
- (2) 工事費構成書で提示した割合を用いて実績変更対象費の発注者側の金額を算出する。
- (3) 受注者から提出された実施計画書（様式1）及び変更実施計画書（様式2）から、実績変更対象費の受注者側の金額を算出する。
- (4) 実績変更対象費の発注者側の金額と受注者が実際に要した金額（証明書類の提出があった金額の合計）を用いて、実績変更対象費の積上げ額を算出する。

その際、「実績変更対象費の官側の積算額と積上げ額の計」が「受注者が提出した実績変更計画書の額」を超えないものとする。

附則

- ・このマニュアルは、平成25年3月29日より施行する。
- ・令和5年3月24日の改定は、工事費構成書に示す各費目に対する実績変更対象費の割合の変更である。
- ・このマニュアルは、令和7年1月1日より施行する。

実績変更対象費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額
共通 仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場 管理費	労務 管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の早出・残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費、支給した交通費（注1）	
	小 計			
合 計				

(注1)支給した交通費とは

- ・労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
- ・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
- ・遠隔地の工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	当初 計上額	変更 計上額	差 額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要した地代及 び建物を建築する代わりに貸 しビル、マンション、民家等 を長期借上げした場合に要し た費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊した場合に要した費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要した費用（運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及 び解散 に要す る費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以 外の 食事、 通勤等 に要す る費用	労働者の早出・残業時の食事 費（事業主負担分）、食事補 助費、支給した交通費（注 1）			
	小 計					
合 計						

(注1) 支給した交通費とは

- ・労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
- ・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
- ・遠隔地の工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当